

令和7年度 富士宮市地域おこし協力隊員募集要項（空き家活用）

1 趣旨

富士宮市（以下「市」という。）は、東京から約1時間30分、名古屋から約2時間という好立地にありながら、世界遺産富士山の南西麓に位置し、富士山麓の豊かな自然、きれいな伏流水とそれによりもたらされるおいしい食や歴史・文化を感じられる街なみなどにより、主に首都圏からの移住希望者が多いまちです。

しかしながら、他の多くの自治体同様、高齢化や少子化が進み、担い手不足や空き家・空き店舗の増加に悩む地域が増えています。このような地域課題を解決し、地域の活性化、関係人口の創出、二地域居住の拡大、移住・定住環境の充実等を推進するため、地域の空き家の掘り起こしや利活用の提案・実施をする地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を募集します。

2 募集人数 1人

3 活動内容

(1) 空き家（空き店舗含む。）の掘り起こしに関する活動

- ・市内の空き家の調査
- ・移住定住推進地区との関係構築・強化
- ・空き家所有者との相談対応
- ・宅建業者等の地域事業者との連携体制構築 など

(2) 空き家の利活用による地域活性化に関する活動

- ・空き家を活用した新たな拠点づくり（例：お試し移住施設、テレワーク・コワーキングスペース、飲食店などで、地域住民同士や地域住民と地域外の方々との交流の促進に寄与するもの。開始にあたっては市との相談の上に決定すること。） など

(3) 移住・定住、関係人口の創出、二地域居住の促進に関する活動

- ・空き家への居住を希望する方（移住者含む。）への地域及び物件の紹介、相談業務
- ・市移住定住ポータルサイトへの空き家情報の登録支援
- ・首都圏等で開催される移住・関係人口・二地域居住に関するイベントへの参加 など

(4) その他の付随する活動

- ・地域行事やコミュニティ活動への参加
- ・活動の記録及び定期報告会の実施 など

4 応募要件

次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 令和7年4月1日時点で年齢が18歳以上55歳以下の者

(2) 生活の拠点を以下のア又はイの地域から富士宮市に移し、住民票を異動できる者
ア 3大都市圏の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

ただし、条件不利地域を除く。

イ 3大都市圏以外にある政令指定都市（条件不利地域を除く。）

※ 条件不利地域については、総務省『地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表』を参照すること。

URL : <https://www.soumu.go.jp/maincontent/000717676.pdf>

(3) 地域住民や関係者と積極的に連携及び協力して活動ができる者

(4) 前向きな意欲がある者

(5) 普通自動車運転免許を有する又は着任後遅滞なく取得できる者

(6) ワード、エクセル等の一般的なパソコン操作及びSNSを利用した情報発信に使用する情報通信機器の操作ができる者

(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる者

5 委嘱形態等

(1) 委嘱形態：富士宮市と業務委託契約を締結して活動します。

(2) 期間：契約締結日から令和8年3月31日までとし、活動状況に応じて最長3年間の業務委託契約の継続も想定しています。

(3) 委託料：

下記ア～イを合わせたものを、隊員の委託料としてお支払いします。

ア 活動の対価 月額 233,000 円

定期的に提出いただく活動計画及び活動実績報告等に基づきお支払いします。

週35時間の活動を想定

イ 活動経費 年間上限 2,000,000 円

下記の経費を含めることができます。

(ア) 住居、活動用車両の借上に係る費用（活動に使用する自家用車は、対人補償が無制限、対物補償が1千万円以上の任意保険に、個人負担により加入します。）

(イ) 作業道具・消耗品等に係る費用

(ウ) PC等電子機器に係る費用

(エ) Wi-Fi 等通信に係る費用

(オ) 研修費・出張等に係る費用

(カ) その他活動に要する経費（市が認めるものに限りです）

(4) 保険等の加入

雇用契約ではないため、健康保険及び国民年金、車両保険等については、隊員各自で加

入してください。

(5) 活動の拠点

活動の拠点は、富士宮市内とします。

(6) 隊員の個人負担経費

ア 転居に要する費用

イ 光熱水費、食糧費

ウ 家具・電化製品の調達に要する経費、活動期間中の生活費に必要な消耗品費

(7) 副業の取り扱い

市との雇用関係はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、地域おこし協力隊としての活動を優先し、委託業務遂行の支障にならないよう市が認める範囲での行動をお願いします。

(8) その他

地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委託期間中であっても、委託契約を解除することができるものとします。

6 応募手続等

(1) 募集期間：随時

(2) 応募書類：富士宮市地域おこし協力隊応募用紙（書類は返却しません。）

(3) 応募方法：「企画戦略課・地域政策推進室」宛に電子メールで提出してください。

※ 提出の際には宛先に相違ないようにご注意ください。

(4) 問 合 せ：疑問点・不明点がある場合は、電子メールでお問合せください。

(5) E - m a i l : kikaku@city.fujinomiya.lg.jp（企画戦略課 地域政策推進室 宛）

(6) そ の 他：応募時に必要に応じて、関係者・関係団体との面談を行います。

応募を検討している方々に対しては、応募前におためし地域おこし協力隊制度による市内の事前現地視察が可能です。また、地域おこし協力隊インターンへの参加を推奨します。詳しくはお問い合わせください。

7 選考方法

選考方法及び日程は以下のとおりです。

なお、応募に係る経費（書類申請及び面接に伴う交通費等）は全て応募者の負担となりますのでご注意ください。

(1) 第1次選考（書類審査）

書類選考を行い、その結果を応募者全員に電子メールで通知します。

選考結果の通知：随時

(2) 第2次選考（面接審査・現地視察など）

日時：随時

第 1 次選考合格者を対象に、富士宮市役所にて面接を行います。その後、地域を視察します。当日の詳細については、第 1 次選考結果の通知とともにお知らせします。

第 2 次選考の結果（決定・不決定）については、電子メールで通知します。

選考結果の通知：随時（選考から約 1 週間後）

8 選考基準

「4 応募要件」と合わせて、以下について審査します。

- (1) 富士宮市の地域おこし協力隊員として着任するにあたっての意欲や前向きな姿勢、明確な決意があるか。
- (2) 周囲との円滑なコミュニケーションができるか。
- (3) 自身の経験やスキルを、協力隊の活動や企画立案及び実行に活かせるか。
- (4) 活動に必要な情報収集及び発信のスキルを持っているか。

9 申込み・問合せ先

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

富士宮市役所 企画戦略課 地域政策推進室

TEL:0544-22-1215 FAX:0544-22-1206

E-mail:kikaku@city.fujinomiya.lg.jp

10 参考 URL

市ホームページ：

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/index.html>

市移住定住ポータルサイト「Fujinomiya Life」：

<https://www.fujinomiya-life.com/>

市ファンサイト「めぐる、つながる、つむぐ ふじのみや」

<https://fujinomiya-life.com/meguru/>

ビジネスコネクトふじのみや：

<https://bizconnect-miya.com/>